

議案第100号

財産の取得について(小中学校タブレット端末)

次のとおり、小中学校タブレット端末を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 取得財産名 小中学校タブレット端末(1,125台)
- 2 納品場所 琴浦町内小中学校
- 3 納期限 令和2年10月30日
- 4 購入金額 一金 72,615,125 円
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契約者
 - (1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋452番地
 - (2) 氏名 有限会社ふじもと 代表取締役 金田一郎

令和2年7月22日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和